

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 4 日

宇土市長 光井 正寿

宇土市条例第 28 号

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例

宇土市企業立地特別奨励金条例（平成 20 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 施設等 次に掲げるものをいう。

ア 工場 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業の用に供する施設をいう。

イ 情報サービス事業施設 産業分類に掲げる情報サービス業の用に供する施設をいう。

ウ 旅館 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する旅館業（下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号の営業を除く。）の用に供する設備を有する施設をいう。

エ 研究施設 産業分類に掲げる学術・開発研究機関に係る試験研究又は研究開発を行うための施設をいう。

オ その他本市産業の振興及び雇用機会の拡大に資するものとして市長が特に認める事業施設をいう。

第 2 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同号を同条第 7 号とする。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同項第 1 号ア中「2, 000m²」を「5, 000m²」に改め、同号イ中「又は移設」を削り、同項第 3 号中「5 億円」を「10 億円」に改め、同号ただし書中「又は移設」を削り、同項第 4 号中「電気業及びガス業の用に供する施設」を「増設」に改め、「場合、」の次に「操業開始の日における」を加える。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 設備投資促進奨励金 次の表に掲げる額

区分	投下固定資産総額	奨励金の額
新設又は増設 (備考に掲げる場合を除く。)	10 億円以上	投下固定資産総額に 100 分の 2 を乗じて得た額（1, 000 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、3 億円を限度とする。

備考

1 新設のうち、旅館で客室数 150 室以上の場合、投下固定資産総額に 100 分の

15 を乗じて得た額（1,000 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、3 億円を限度とする。

- 2 増設のうち、操業開始の日における新規雇用者が100人以上であり、かつ、そのうち市内に住所を有する者が50パーセント以上の場合、投下固定資産総額に100分の10を乗じて得た額（1,000 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、3 億円を限度とする。

第7条中「、増設又は移設」を「又は増設」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に対象施設等の指定を受けた事業者の取扱いについては、なお従前の例による。